

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊集院兼清、同鈴木輝夫、同村上昭夫の上告趣意中違憲をいう点は、実質は当裁判所の判例の変更を求める主張であり、その余の点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年六月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	色	川	幸	太郎
--------	---	---	---	----

裁判官	村	上	朝	一
-----	---	---	---	---

裁判官	岡	原	昌	男
-----	---	---	---	---

裁判官	小	川	信	雄
-----	---	---	---	---